三重県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業協力金に係るQ&A(第2期)

N.I				対に係るU&A (第2期) - ケ
No.	質問		□	答
1	協力金の対象となるのは、	医療機関が新型コロナウイルス感染症と <u>診断(陽性確定)した日か</u>		
	どの時点からどの時点ま	<u>ら、療養期間の最終日まで</u> が対象となります。		
	でになりますか。	PCR 検査など、陽性判定のための検査は対象外です。		
		なお、令和4年9月7日付けで療養期間が変更となっております		
		のでご注意ください。		
			無症状の場合	有症状の場合
		令和4年9月7日	検体採取日から	発症日から7日間経過
		以降	7日間経過した	し、かつ、症状軽快後 24
		※同日時点で患	場合、療養解除と	時間経過した場合には解
		者である者にも	なります。	除可能となります(最短
		適用		で8日目で解除となりま
				す)。
		令和4年9月6日	検体採取日から	発症日から 10 日間経過
		以前	7日間経過した	し、かつ、症状軽快後 24
			場合、療養解除と	時間経過した場合には解
			なります。	除可能となります(最短
				で 11 日目で解除となり
				ます)。
2	令和4年9月9日以降、	対象となります。		
	発生届の届出対象外とさ	<u>パタミなりもす。 </u> ただし、三重県新型コロナウイルス感染症患者情報報告システム		
	れた患者に対する診療は	(kintone) により医療機関から報告があり、県が陽性であること		
	対象となりますか。	を確認できる患者に限ります。		
3	届出対象外の患者で、	対象となります。		
	発症日から7日間経過し	<u>医療機関においては、発症日から8日目以降に行った診療につい</u>		
	ても症状が継続している	て請求を行う場合は、療養期間を延長したことが確認できるカル		
	患者に対して、8日目以降	テやレセプトなどの書類の写しを添付してください。		
	に行った診療は対象とな	※訪問看護ステーション、薬局においては、訪問看護指示書や処方		
	りますか。	箋などの書類の写し	_ン の提出を求める場	合がありますのでご承知 <u>お</u>
		<u>きください。</u>		
4	入院先又は宿泊療養施設	この期間は、患者が自宅で療養されていることから、協力金支給		
	入所先が決まるまでの自	の対象とします。		
	宅滞在期間中(入院等調			
	整中)の診療は対象とな			
_	りますか。 六十亜領第2条第1項(空边皮美妆和工艺	7. 电水水 医海豚目	ない電話体込みの英句の十
5	交付要領第2条第1項イ に規定する、「県が運営す	│宿泊療養施設入所の患者で、医療機関から電話等診療や薬剤処方 │ │を処置され、薬局から薬剤の配布を受けた患者が該当します。		
	に規定する、「県が連呂する 宿泊療養施設において	て処旦され、采向ル	'り衆別の配仰を気	いた忠伯が改ヨしまり。
	る伯汨獄食旭設にゐいて 療養する者であって、知事			
	が別に定める者」とはどん			
	な患者をいいますか。			
6	濃厚接触者や疑似症患者	 医療機関が濃厚接触	<u></u> 虫者にロナプリーブ	の外来投与を処置する場合
	への医療提供は対象にな	を除き、対象にはな		
	りますか。			
7	患者の自宅住所は、何で判	住民票の有無ではな	く、患者の実際の原	居住地で判断してください。
	断するのですか。			

No.	 質 問	回答
8	なぜ、医療機関等の登録が 必要なのですか。	自宅療養者への医療提供が必要になったとき、保健所等から協力 いただける医療機関等に診療等を依頼する場合があり、そのため に医療提供協力機関のリスト化を行っておくためです。 なお、県のアンケート調査に「協力できる」と回答いただいている 場合は、登録に代えさせていただきます。
9	協力医療機関等として未 登録ですが、自宅療養への 医療提供を行った場合、協 力金の対象になりますか。	診療時には未登録であっても、後日、県に申し出を行い、登録いただきましたら、支給対象になります。なお、登録すると、必要に応じ、他の患者への医療提供にも協力いただくことがあることをご了解ください。
10	同じ患者を1日に複数回 診療した場合、協力金の支 給はどうなりますか。	協力金は、電話等診療や往診など、それぞれの実施内容について、 患者1人につき、1日に1回に限り算定できます。 例えば、1日に電話等診療を2回行った場合、1回分の支給(3,000円)になりますが、電話等診療と往診を行った場合は、実施内容に 応じて、それぞれ1回分の支給(3,000円+20,000円)になります。
11	自宅療養中に症状が悪化 してCT撮影を行った結 果、入院することになった 場合は支給対象になりま すか。	入院前であれば、自宅療養中の外来診療として対象になります。
12	感染し自宅療養中に本事業の利用があった方が、回復後、再度感染し自宅療養となった場合は、支給対象になりますか。	療養期間が別々の期間になるので、再度感染した場合も対象になります。
13	中和抗体薬の外来投与を 処置した場合は請求でき ますか。	外来診療として請求していただくことができます。
14	本協力金と診療報酬の両 方を請求することはでき ますか。	本協力金は、自宅療養者への医療提供体制を充実することを目的 とした協力金であるため、両方に請求していただくことができま すが、診療報酬は別に請求いただくことになります。
15	協力金の請求が、毎月定められている期限に間に合わなかった場合は請求できませんか。	期限までに間に合わなかった場合は、翌月に前月分とまとめて請求していただいて構いません。 ただし、提出書類は月別で作成してください。
16	実績報告の際に、「実績報告書兼請求書(医療提供実績報告を含む)」の他に提出する書類はありますか。	いわゆる補助金であれば、領収書等の証拠書類を提出していただきますが、本協力金は自宅療養者等への医療提供のご協力に対する報償の趣旨を含んでいることから、No.3に記載している場合を除き、追加の書類の提出は原則不要です。しかしながら、公金を支給させていただくことから、「実績報告書兼請求書」に記載する誓約事項については、確認のうえ、必ずチェックを入れてください。なお、県から求められた場合は、医療提供を行ったことを確認できる書類を提出いただくことがあります。

No.	質問	回 答
17	協力金の使途に条件はありますか。	いわゆる補助金ではないため、支給した協力金の使い道に定めはなく、支出の実績を県に報告する必要もありません。
18	外来での検査の結果、陽性と判明し、その後に、ラゲブリオの投与や薬剤の処方などを行った場合、協力金の対象となりますか。	確定診断(※)がされた後に行われた診療行為であれば、経口抗 ウイルス薬や中和抗体薬の投与を含め、本協力金の対象になりま す。 ※「抗原定性検査」陽性時の取扱いなど、確定診断の取扱いは、 保健所により異なります。
19	まだ登録されていないと きは、どのような手続き が必要になりますか。	登録を希望される場合は、三重県宿泊・自宅療養プロジェクトチームまで電話あるいはメールによりお申し出ください。県からアンケートを送付します。このアンケートの回答のご提出により、本協力金制度の登録に代えさせていただきます。
20	途中で登録された場合、 協力金の対象は、登録後 の医療提供からになるの ですか。	登録の日にかかわらず、開始日以降の医療提供が対象になります。
21	協力金は課税対象です か。	所得税については課税対象で、消費税については非課税です。

⁽注) Q&Aは、必要に応じて更新していきますので、随時、ご確認願います。